

秋田市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和4年11月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
中央図書館明德館	中央図書館明德館の公衆電話利用料、マイクロフィルム複写料金および複写機利用料の収納に関する事務。館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料および館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務